

事 務 連 絡

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

各都道府県

特別支援教育就学奨励費補助金（市町村分）事務担当者 殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課庶務係

平成 2 8 年度特別支援教育就学奨励費補助金等の予算額（案）について

日頃より、特別支援教育就学奨励費に係る事務の執行に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

平成 2 8 年度政府予算（案）については平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日に閣議決定されたところですが、平成 2 8 年度における特別支援教育就学奨励補助金担等について、別添のとおりお知らせします。

なお、平成 2 8 年度予算は今後の国会審議等の状況により変更がありうるものであり、また、下記の事項についても詳細等は調整中のことを含むため、今後、変更する場合がありますので、予め御承知おきください。

【添付資料】

（資料 1）特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）について

（資料 2）平成 2 8 年度国庫補助対象限度額等一覧（案）

（資料 3）特別支援教育就学奨励費補助金（市町村分）に係る事務負担の軽減

（資料 4）「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」
新旧対照表（案）

【担 当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課庶務係
名取、折笠、宮下

TEL：03-5253-4111（内線 2430）

FAX：03-6734-3737

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

【参考】予算編成の考え方

(1) 平成28年度予算(案)について

予算全体について(資料1)

平成28年度予算(案)では自治体における超過負担解消や対象者数の増等に対応するため、対前年度約13億円増の約129億円を計上しています。

修学旅行費等の限度額の増額(資料2)

修学旅行費等の限度額については貸切バスの運賃・料金制度の改正等を踏まえ、限度額の増額改定を行います。

(2) 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)を踏まえた対応について(資料3・資料4)

上記閣議決定において、特別支援教育就学奨励費補助金(市町村分)について、「単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。」こととされたことを踏まえ、平成28年度から事業計画・交付申請時には費目毎の内訳による積算ではなく前年度実績額に対象人数を乗ずることや新入学児童生徒学用品・通学用品を学用品・通学用品費に統合することにより単価の標準化を図ることで、地方公共団体の事務負担を軽減することにしました。

事業計画・交付申請手続きの簡素化(資料4 第2号様式の4)

これまで事業計画・交付申請・変更交付申請・実績報告の各段階において、費目別の内訳を作成いただいておりますが、事務の簡素化の観点から、費目別の内訳の作成は変更交付申請及び実績報告のみとし、事業計画及び交付申請においては前年度実績額に対象人数を乗じた金額によることとします。なお、事業計画に使用する前年度実績額は事業計画提出依頼時にお示しします。

また、変更交付申請及び実績報告は従前どおりの取扱いであり、補助対象経費や限度額等の取扱い及び児童生徒及び保護者への就学奨励に係る支援の枠組みを変えるものではありません。

新入学児童生徒学用品・通学用品費の学用品・通学用品費への統合等
(資料4 別記2)

これまで単独の補助費目としていた、新入学児童生徒学用品・通学用品は学用品・通学用品費の一部として統合することとし、限度額については新入学児童生徒の対象になる場合は加算とすることにしました。

給食費の区分の廃止(資料4 第8号様式別紙4(1))

これまで給食費については完全給食・補食給食・ミルク給食の区分を設けておりましたが、事務の簡素化の観点からこの区分を廃止することとしました。な

お、いずれも補助対象となることや限度額（実費）の変更はありません。
費目別内訳の特別支援学級と令 22 条の 3 の区分の廃止（資料 4 第 7 号様式別紙 4（2））

これまで費目別内訳で特別支援学級と令 22 条の 3 を区分して計上しておりましたが、この区分を廃止し一本化します。なお、特別支援学級と令 22 条の 3 のいずれも補助対象となることに変更はありません。また、支弁区分毎の実人数については引き続き特別支援学級と令 22 条の 3 を区分して集計することとします。

（3）その他の制度改正について

義務教育学校制度の施行による改正（資料 4 本文第 1 条等）

義務教育学校制度が施行されることに伴い、小学校に義務教育学校の前期課程を、中学校に義務教育学校の後期課程をそれぞれ含むこととします。

特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成28年度予算額（案） 12,909百万円（平成27年度予算額 11,583百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

特別支援教育就学奨励費 負担金 6,361百万円（6,318百万円）

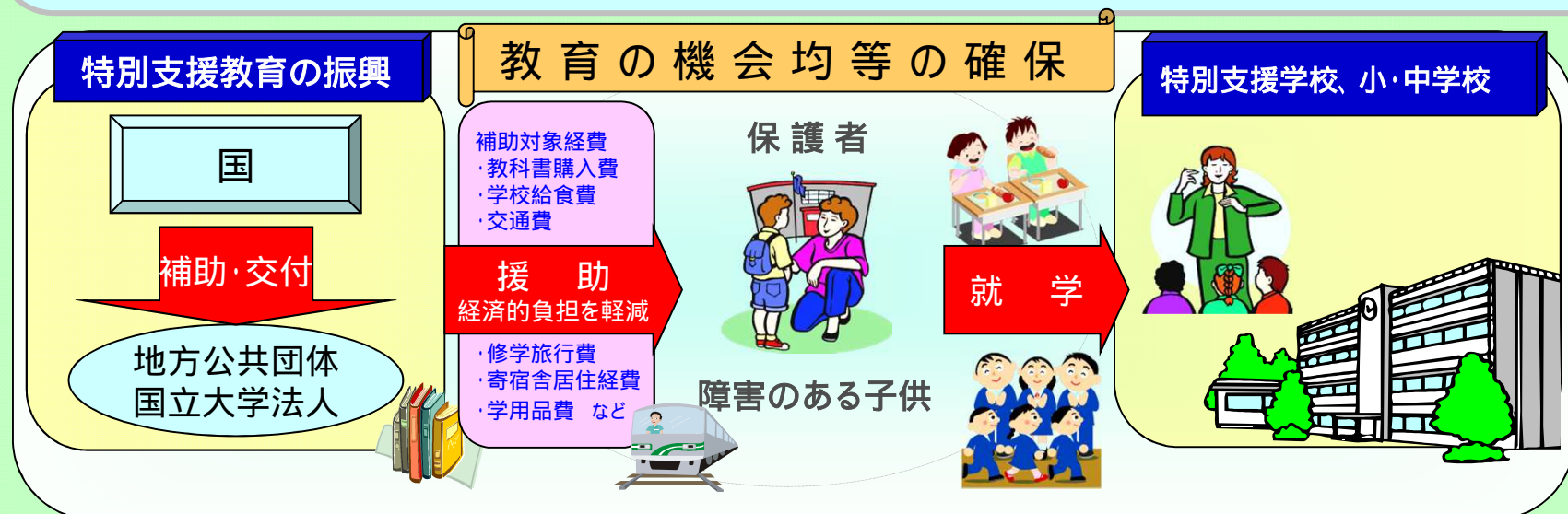
- ・ 公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助

特別支援教育就学奨励費 補助金 5,953百万円（4,706百万円）

- ・ 公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助
- ・ 公私立の小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助

特別支援教育就学奨励費 交付金 595百万円（559百万円）

- ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
- ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



公私立の小・中学校の特別支援学級等については単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を実施。

平成28年度特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)国庫補助対象限度額等一覧(案)

●特別支援教育就学奨励費補助金

小学校及び中学校分(特別支援学級及び通常の学級(ただし、通常の学級は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒に限る))

経費区分	I II III の別	負担割合	小・中学校 の別	国庫補助対象限度額 (保護者が負担した額のうち 国庫補助対象額となる限度額)	国庫補助対象額 (国庫補助対象限度額の範囲内で 地方公共団体が保護者に給与した額)	国庫補助額 (国庫補助対象額の1/2の額)	
学校給食費	I II	1/2	小・中学校	保護者実費の1/2	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2	
	III	—	—	—	—	—	
交通費	通学費	I II	小・中学校	保護者実費	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2	
		III		1/2	保護者実費の1/2	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2
	職場実習費	I II	中学校	保護者実費	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2	
		III	1/2	保護者実費の1/2	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2	
交流及び共同学習費	I II	小・中学校	保護者実費	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2		
	III		1/2	保護者実費の1/2	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2	
修学旅行費	I II	1/2	小学校	保護者実費(21,180円まで)の1/2(10,590円まで)	地方公共団体の給与額(10,590円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(5,295円まで)	
			中学校	保護者実費(56,670円まで)の1/2(28,335円まで)	地方公共団体の給与額(28,335円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(14,167.5円まで)	
	III	—	—	—	—		
	I II	1/2	小学校	保護者実費(1,570円まで)の1/2(785円まで)	地方公共団体の給与額(785円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(392.5円まで)	
			中学校	保護者実費(2,270円まで)の1/2(1,135円まで)	地方公共団体の給与額(1,135円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(567.5円まで)	
	III	—	—	—	—	—	
I II	1/2	小学校	保護者実費(3,620円まで)の1/2(1,810円まで)	地方公共団体の給与額(1,810円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(905円まで)		
		中学校	保護者実費(6,100円まで)の1/2(3,050円まで)	地方公共団体の給与額(3,050円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(1,525円まで)		
III	—	—	—	—	—		
学用品購入費	I II	1/2	小学校	保護者実費(11,420円まで)の1/2(5,710円まで)	地方公共団体の給与額(5,710円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(2,855円まで)	
			中学校	保護者実費(22,320円まで)の1/2(11,160円まで)	地方公共団体の給与額(11,160円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(5,580円まで)	
	III	—	—	—	—		
	I II	1/2	小学校	保護者実費(20,470円まで)の1/2(10,235円まで)	地方公共団体の給与額(10,235円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(5,117.5円まで)	
			中学校	保護者実費(23,550円まで)の1/2(11,775円まで)	地方公共団体の給与額(11,775円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(5,887.5円まで)	
	III	—	—	—	—		
	I II	1/2	小学校	スキー等	保護者実費(26,020円まで)の1/2(13,010円まで)	地方公共団体の給与額(13,010円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(6,505円まで)
				柔道	保護者実費(7,510円まで)の1/2(3,755円まで)	地方公共団体の給与額(3,755円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(1,887.5円まで)
			中学校	剣道	保護者実費(51,940円まで)の1/2(25,970円まで)	地方公共団体の給与額(25,970円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(12,985円まで)
				スキー等	保護者実費(37,340円まで)の1/2(18,670円まで)	地方公共団体の給与額(18,670円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(9,335円まで)
III	—	—	—	—	—		
I II	1/2	小・中学校	保護者実費(1冊当たり10,500円)の1/2(1冊当たり5,250円まで)	地方公共団体の給与額(1冊当たり5,250円まで)	地方公共団体の給与額の1/2(1冊当たり2,625円まで)		
			(※(注)1により算定)	—	—		
III	—	—	—	—	—		

(注)1 拡大教材費(学用品・通学用品購入費加算分)は、ページ数(表紙を除く)×1ページ当たり単価(限度額42円)×1/2により算定する(1冊当たり5,250円を限度)。

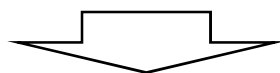
2 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを通学費として補助の対象とすることができる。

特別支援教育就学奨励費補助金（市町村分）に係る事務負担の軽減

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）【平成27年1月30日閣議決定】

特別支援教育就学奨励費補助金

単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。



平成28年度から特別支援教育就学奨励費補助金（市町村分）の交付申請に係る単価を標準化することなどにより、地方公共団体の補助金申請に係る事務負担を軽減

補助金の交付
手続きの
簡素化事業計
画・交付
申請時

事業計画及び交付申請は所要額の積み上げによる申請から、実績単価に対象児童生徒数を乗じた金額とすることで簡素化
(交付要綱 第2号様式4)

変更交
付申請・
実績報
告時

変更交付申請及び実績報告は市町村の実需要額を確実に補助するため所要額の積み上げによることとしつつ、特別支援学級と通常学級の集計区分及び一部費目の内訳を廃止することで簡素化
(交付要綱 第7号様式別紙4(2)、第8号様式別紙4(1)、第10号様式の1の工(3))

対象費目の
合理化

新入学児童生徒学用品・通学用品費を学用品の加算額とすることで費目間の限度額の共通化

「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」新旧対照表（案）

新	旧
<p data-bbox="259 277 972 300">要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="645 331 972 948"> 昭和62年5月1日文部大臣裁定 平成元年6月15日一部改正 平成2年7月30日一部改正 平成3年8月23日一部改正 平成4年6月30日一部改正 平成5年9月24日一部改正 平成6年6月23日一部改正 平成11年1月8日一部改正 平成11年4月1日一部改正 平成12年4月3日一部改正 平成13年1月6日一部改正 平成14年4月1日一部改正 平成16年4月1日一部改正 平成17年4月1日一部改正 平成19年4月2日一部改正 平成19年12月26日一部改正 平成21年4月1日一部改正 平成22年4月1日一部改正 平成23年4月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成25年5月15日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年4月9日一部改正 平成28年 月 日一部改正 </p> <p data-bbox="165 976 228 999">（通則）</p> <p data-bbox="129 1002 1088 1155"> 第1条 市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）に対する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金（<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）</u>分）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。 </p> <p data-bbox="165 1184 295 1206">（補助の目的）</p> <p data-bbox="129 1209 1088 1283"> 第2条 要保護児童生徒援助費補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 </p> <p data-bbox="129 1286 1088 1410"> 2 特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）は、市町村が、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。 </p>	<p data-bbox="1245 277 1957 300">要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1630 331 1957 922"> 昭和62年5月1日文部大臣裁定 平成元年6月15日一部改正 平成2年7月30日一部改正 平成3年8月23日一部改正 平成4年6月30日一部改正 平成5年9月24日一部改正 平成6年6月23日一部改正 平成11年1月8日一部改正 平成11年4月1日一部改正 平成12年4月3日一部改正 平成13年1月6日一部改正 平成14年4月1日一部改正 平成16年4月1日一部改正 平成17年4月1日一部改正 平成19年4月2日一部改正 平成19年12月26日一部改正 平成21年4月1日一部改正 平成22年4月1日一部改正 平成23年4月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成25年5月15日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成27年4月9日一部改正 </p> <p data-bbox="1151 976 1214 999">（通則）</p> <p data-bbox="1115 1002 2074 1126"> 第1条 市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）に対する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）分）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。 </p> <p data-bbox="1151 1184 1281 1206">（補助の目的）</p> <p data-bbox="1115 1209 2074 1283"> 第2条 要保護児童生徒援助費補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 </p> <p data-bbox="1115 1286 2074 1410"> 2 特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）は、市町村が、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。 </p>

(補助金交付の対象及び補助金の額)

- 第3条 文部科学大臣は、市町村が行う別記1及び別記2の補助事業の項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は別記1及び別記2の補助対象経費の項及び補助金の額の項のとおりとする。

(申請手続)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 前項による書類の提出後に、災害その他の事情により補助金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、当該市町村は、前項に準じ変更後の書類を作成し、これに変更の理由を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。
- 3 都道府県教育委員会は、市町村から第1項及び前項による書類の提出があったときは、審査の上交付決定額一覧表（第4号様式）を添えて、文部科学大臣に進達するものとする。

(交付決定の通知)

- 第5条 文部科学大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付決定を行い、都道府県教育委員会に交付決定額一覧表を送付するものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、前項による交付決定額一覧表の送付を受けたときは、速やかに当該市町村に対し、補助金交付決定通知書（第5号様式）を送付するものとする。
- 3 市町村から前条第2項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、前2項を準用する。この場合、交付決定変更通知書は第6号様式、交付決定変更額一覧表は第4号様式によるものとする。
- 4 文部科学大臣が交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。また、市町村から提出された補助金交付申請書が都道府県に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

- 第6条 市町村は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第7条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

- 第8条 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告書の提出)

- 第9条 市町村は、補助事業の遂行状況について、文部科学大臣の要求があったときは、都道府県教育委員会に状況報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

- 第10条 市町村は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）を提出しなければならない。

(補助金交付の対象及び補助金の額)

- 第3条 文部科学大臣は、市町村が行う別記1及び別記2の補助事業の項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は別記1及び別記2の補助対象経費の項及び補助金の額の項のとおりとする。

(申請手続)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。
- 2 前項による書類の提出後に、災害その他の事情により補助金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、当該市町村は、前項に準じ変更後の書類を作成し、これに変更の理由を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。
- 3 都道府県教育委員会は、市町村から第1項及び前項による書類の提出があったときは、審査の上交付決定額一覧表（第4号様式）を添えて、文部科学大臣に進達するものとする。

(交付決定の通知)

- 第5条 文部科学大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付決定を行い、都道府県教育委員会に交付決定額一覧表を送付するものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、前項による交付決定額一覧表の送付を受けたときは、速やかに当該市町村に対し、補助金交付決定通知書（第5号様式）を送付するものとする。
- 3 市町村から前条第2項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、前2項を準用する。この場合、交付決定変更通知書は第6号様式、交付決定変更額一覧表は第4号様式によるものとする。
- 4 文部科学大臣が交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。また、市町村から提出された補助金交付申請書が都道府県に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

- 第6条 市町村は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第7条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

- 第8条 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告書の提出)

- 第9条 市町村は、補助事業の遂行状況について、文部科学大臣の要求があったときは、都道府県教育委員会に状況報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

- 第10条 市町村は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）を提出しなければならない。

式)を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第11条 都道府県教育委員会は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町村に通知(第9号様式)するものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、前項による補助金の額の確定を行った場合には、額の確定に関する報告書(第10号様式)を文部科学大臣に提出するものとする。
- 3 都道府県教育委員会は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還(第11号様式)を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第12条 文部科学大臣は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 市町村が法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金調書)

- 第13条 市町村は、当該補助事業に係る歳入及び歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(第12号様式)を作成しておかなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、別に通知するところによる。

別記2 特別支援教育就学奨励費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
市町村が、当該市町村の区域内の公立若しくは私立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し、その保護者の属する世帯(以下「世帯」という。)の収入額及び需要額の区分に応じ、小学校又は中学校への就学のため必要な経費のうち、下記(1)～(8)を支給する事業。ただし、下記(1)、(2)(欄外(注)に係るものを除く。)及び(5)～(8)((7)の①のイを除く。)については、生活保護法第12条の規定による生		

式)を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第11条 都道府県教育委員会は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町村に通知(第9号様式)するものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、前項による補助金の額の確定を行った場合には、額の確定に関する報告書(第10号様式)を文部科学大臣に提出するものとする。
- 3 都道府県教育委員会は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還(第11号様式)を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第12条 文部科学大臣は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 市町村が法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金調書)

- 第13条 市町村は、当該補助事業に係る歳入及び歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(第12号様式)を作成しておかなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、別に通知するところによる。

別記2 特別支援教育就学奨励費補助金

補助事業	補助対象経費	補助金の額
市町村が、当該市町村の区域内の公立若しくは私立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し、その保護者の属する世帯(以下「世帯」という。)の収入額及び需要額の区分に応じ、小学校又は中学校への就学のため必要な経費のうち、下記(1)～(8)を支給する事業。ただし、下記(1)、(2)(欄外(注)に係るものを除く。)及び(5)～(8)((7)の①のイを除く。)については、生活保護法第12条の規定による生活扶助若しくは同法第13条の規定による教育扶助が行われている者又は要保		

<p>活扶助若しくは同法第13条の規定による教育扶助が行われている者又は要保護児童生徒援助費補助金の対象とされ必要な援助を受けている者、及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」（昭和33年政令第202号）第4条に定める者を除く。また、経費の支給を受ける者が、支給される金銭を紛失し、又は目的外に使用する場合がある場合は現物をもって支給することができる。</p>			<p>護児童生徒援助費補助金の対象とされ必要な援助を受けている者、及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」（昭和33年政令第202号）第4条に定める者を除く。また、経費の支給を受ける者が、支給される金銭を紛失し、又は目的外に使用する場合がある場合は現物をもって支給することができる。</p>		
<p>なお、世帯の収入額及び需要額の算定については、平成26年4月1日付け26文科初第27号による「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」の定めるところによる。</p>			<p>なお、世帯の収入額及び需要額の算定については、平成26年4月1日付け26文科初第27号による「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」の定めるところによる。</p>		
<p>(1) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に定める学校給食費（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条第1号に掲げる区分（以下「第1区分」という。）及び同条第2号に掲げる区分（以下「第2区分」という。）に該当する世帯に限る。）</p>	<p>学校給食費の半額</p>	<p>学校給食費を支給した額の合計額の1/2の額</p>	<p>(1) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に定める学校給食費（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条第1号に掲げる区分（以下「第1区分」という。）及び同条第2号に掲げる区分（以下「第2区分」という。）に該当する世帯に限る。）</p>	<p>学校給食費の半額</p>	<p>学校給食費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>(2) 通学に要する交通費（通学費） 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費</p>	<p>通学費の全額（第1区分及び第2区分） 通学費の半額（令第2条第3号に掲げる区分（以下第3区分という。））</p>	<p>通学費を支給した額の合計額の1/2の額</p>	<p>(2) 通学に要する交通費（通学費） 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費</p>	<p>通学費の全額（第1区分及び第2区分） 通学費の半額（令第2条第3号に掲げる区分（以下第3区分という。））</p>	<p>通学費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>(3) 職場実習に要する交通費（職場実習交通費） 中学校の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費</p>	<p>職場実習交通費の全額（第1区分及び第2区分） 職場実習交通費の半額（第3区分）</p>	<p>職場実習交通費を支給した額の合計額の1/2の額</p>	<p>(3) 職場実習に要する交通費（職場実習交通費） 中学校の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費</p>	<p>職場実習交通費の全額（第1区分及び第2区分） 職場実習交通費の半額（第3区分）</p>	<p>職場実習交通費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
<p>(4) 交流及び共同学習に要する交通費（交流及び共同学習交通費） 学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要経費</p>	<p>交流及び共同学習交通費の全額（第1区分及び第2区分） 交流及び共同学習交通費の半額（第3区分）</p>	<p>交流及び共同学習交通費を支給した額の合計額の1/2の額</p>	<p>(4) 交流及び共同学習に要する交通費（交流及び共同学習交通費） 学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要経費</p>	<p>交流及び共同学習交通費の全額（第1区分及び第2区分） 交流及び共同学習交通費の半額（第3区分）</p>	<p>交流及び共同学習交通費を支給した額の合計額の1/2の額</p>

<p>(5) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</p>	修学旅行費の半額	別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で修学旅行費を支給した額の合計額の1/2の額	<p>(5) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</p>	修学旅行費の半額	別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で修学旅行費を支給した額の合計額の1/2の額
<p>(6) 校外活動等参加費 ア 宿泊を伴わないもの 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科（以下「校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）」という。）（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</p>	校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）の半額	別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）を支給した額の合計額の1/2の額	<p>(6) 校外活動等参加費 ア 宿泊を伴わないもの 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科（以下「校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）」という。）（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</p>	校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）の半額	別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）を支給した額の合計額の1/2の額
<p>イ 宿泊を伴うもの 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費、宿泊費及び見学科（以下「校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）」という。）（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</p>	校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）の半額	別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）を支給した額の合計額の1/2の額	<p>イ 宿泊を伴うもの 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費、宿泊費及び見学科（以下「校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）」という。）（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</p>	校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）の半額	別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）を支給した額の合計額の1/2の額
<p>(7) 学用品・通学用品購入費 児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入費（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。） なお、下記の経費は、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。 ア 体育実技用具費 小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）<u>スキー等</u>にあつては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具等（以下「スキー板等」という。）をいう。以下同じ。）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあつては第1学年から第3学年</p>	学用品・通学用品購入費の半額	別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で学用品・通学用品購入費を支給した額の合計額の1/2の額	<p>(7) 学用品・通学用品購入費 ① 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。） なお、下記の経費は、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。 ア 体育実技用具費 小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）<u>スキー等</u>にあつては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具等（以下「スキー板等」という。）をいう。以下同じ。）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあつては第1学年から第3学年</p>	学用品・通学用品購入費の半額	別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で学用品・通学用品購入費を支給した額の合計額の1/2の額

<p>まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等について、中学校にあつては柔道着、防具一式等又はスキー板等のうちいずれか1つの用具の購入費</p> <p>イ 拡大教材費 弱視の児童又は生徒が授業において使用する拡大教材の購入費</p> <p>ウ <u>新入学児童生徒学用品・通学用品購入費</u> 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>			
---	--	--	--

(注) 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを上記(2)の通学費として補助の対象とすることができる。

<p>まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等について、中学校にあつては柔道着、防具一式等又はスキー板等のうちいずれか1つの用具の購入費</p> <p>イ 拡大教材費 弱視の児童又は生徒が授業において使用する拡大教材の購入費</p> <p><u>② 児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費（第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。）</u></p> <p><u>(8) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費</u> 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費 <u>(第1区分及び第2区分に該当する世帯に限る。)</u></p>	<p>新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の半額</p>	<p>別途通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で新入学児童生徒学用品・通学用品購入費を支給した額の合計額の1/2の額</p>
---	------------------------------	---

(注) 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを上記(2)の通学費として補助の対象とすることができる。

第2号様式の4

第2号様式の4

平成 年度特別支援教育就学奨励費補助金に係る事業計画書

市町村名

	支給実人員			計画単価 (B)	所要額 (A×B)
	特別支援学級分	通常の学級分 (令22条の3)	計 (A)		
小学校					
中学校					
計					
(変更) 交付内定通知に基づく国庫補助申請額 (千円未満切り捨て) 【円】(F)					国庫補助額合計 (D)の額の1/2の額 【円】(E)

(D)

※支給実人員には、支弁区分に関わらず就学奨励費の支給申請をする人数を入力すること。

第2号様式の4

第2号様式の4

平成 年度特別支援教育就学奨励費補助金に係る事業計画書

市町村名

区分	小 学 校			中 学 校			合 計	
	支給 人数 【人】	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人数 【人】	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人数 【人】	(B)÷(B) 補助事業に係る経費 【円】
学 校 給 食 費	完全給食	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)						
	補助給食	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)						
	ミルク給食	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)						
		特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)						
交 通 費 (通 学 費)	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
臨 場 実 習 交 通 費	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
修 学 旅 行 費	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
校 外 活 動 等 参 加 費	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
※入学児童生徒学用品・通学用品購入費	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
体 育 実 践 用 具 費	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
※大教材費(加算分)	特別支援学級分 通常の学級分 (令22条の3)							
特 別 支 援 学 級 分 計								
通 常 の 学 級 分 計								
合 計								

(注) 1. A・B：市町村の支出額。額は、市町村が行う事業のための単支出額(保護者に支給する額の範囲)を記入すること。
 2. B・F：国庫補助対象額。額は、特別支援学級に通知する児童又は生徒1人当たり1人への支給見込額の合計額を記入すること。
 (市町村が国庫補助事業を超えて独自に補助している部分は含まないこと。
 3. 定額、単額、言語障害等の生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の措置を受けている者の「通学に係る特別に要する交通費」については、特別支援学級の欄に計上すること。
 4. F欄については、事前に交付内定がなされた場合のみ使用する。

(変更) 交付内定通知に基づく国庫補助申請額
(千円未満切り捨て)
【円】(F)

国庫補助額合計
(D)の額の1/2の額
【円】(E)

支 給 実 人 員	小 学 校 【人】	中 学 校 【人】
特別支援学級分		
通常の学級分 (令22条の3)		

第7号様式別紙4(2)

第7号様式別紙4(2)

(2)経費の内訳(平成 年 月 日現在見込額)

市町村名

(単位:円)

区分	小 学 校		中 学 校		合 計 (B)+(B)' (変更後の) 補助事業に要 する経費(7)
	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	
学 校 給 食 費					
交 通 費 (通 学 費)					
職 場 実 習 交 通 費					
交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費					
修 学 旅 行 費					
校 外 活 動 等 参 加 費	宿泊を伴 わないもの				
	宿泊を伴 うもの				
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費					
新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費					
体 育 実 技 用 具 費	柔 道				
	剣 道				
	ス キ ー 等				
拡 大 教 材 費 (加 算 分)					
合 計					

(注) 1 「A・A'」:市町村の支出額」欄は、市町村が行う事業のための実支出額(保護者に支給する額の総額)を記入すること。
2 「B・B'」:国庫補助対象額」欄は、毎年度別に通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で、1人1人への支給見込額の合計額を記入すること。

(市町村が国庫補助事業を超えて独自に補助している部分は含まないこと。)

3 弱視、難聴、言語障害等の生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者の「通学に係る特別に要する交通費」については、交通費(通学費)の欄に計上すること。

第7号様式別紙4(2)

第7号様式別紙4(2)

(2)経費の内訳(平成 年 月 日現在見込額)

市町村名

(単位:円)

区分	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	市町村の支出額 (A') 【円】	国庫補助対象額 (B') 【円】	合 計 (B)+(B)' (変更後の) 補助事業に要 する経費(7)	交付決定通知に 基づく補助事業 に係る経費(7) (7)-(4)	差引額(Δ)減額 (7)-(4)
学 校 給 食 費	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
交 通 費 (通 学 費)	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
職 場 実 習 交 通 費	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
修 学 旅 行 費	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
校 外 活 動 等 参 加 費	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
体 育 実 技 用 具 費	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
	特別支援学級分						
拡 大 教 材 費 (加 算 分)	特別支援学級分						
	通常の学級分 (令22条の3)						
特 別 支 援 学 級 分 計							
通 常 の 学 級 分 計 (令 22 条 の 3)							
合 計							

(注) 1 「A・A'」:市町村の支出額」欄は、市町村が行う事業のための実支出額(保護者に支給する額の総額)を記入すること。
2 「B・B'」:国庫補助対象額」欄は、毎年度別に通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で、1人1人への支給見込額の合計額を記入すること。
3 弱視、難聴、言語障害等の生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者の「通学に係る特別に要する交通費」については、特別支援学級の欄に計上すること。

第8号様式別紙4(1)

第8号様式別紙4(1) 平成 年度特別支援教育就学奨励費補助金実績報告書

(1) 経費の内訳等 市町村名

区分	小 学 校			中 学 校			合 計	
	支給 人員 【人】	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人員 【人】	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人員 【人】	(B)+(B) 補助事業に要する経費 【円】
学 校 給 食 費								
交 通 費 (通 学 費)								
職 場 実 習 交 通 費								
交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費								
修 学 旅 行 費								
校 外 活 動 等 参 加 費								
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費								
新 入 学 児 生 産 業 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費								
体 育 実 施 用 具 費								
拡 大 教 材 費 (加 算 分)								
合 計								

(注) 1 「A・A'」：市町村の支出額。額は、市町村が行う事業のための実支出額（保護者に支給する額の総額）を記入すること。
2 「B・B'」：国庫補助対象額。額は、毎年個別に通知する児童又は生徒1人当たりの額度額の範囲内で、1人1人へ支給した額の合計額を記入すること。（市町村が国庫補助事業を越えて独自に補助している部分は含まないこと。）

第8号様式別紙4(1)

第8号様式別紙4(1) 平成 年度特別支援教育就学奨励費補助金実績報告書

(1) 経費の内訳等 市町村名

区分	小 学 校			中 学 校			合 計	
	支給 人員 【人】	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人員 【人】	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人員 【人】	(B)+(B) 補助事業に要する経費 【円】
学 校 給 食 費								
交 通 費 (通 学 費)								
職 場 実 習 交 通 費								
交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費								
修 学 旅 行 費								
校 外 活 動 等 参 加 費								
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費								
新 入 学 児 生 産 業 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費								
体 育 実 施 用 具 費								
拡 大 教 材 費 (加 算 分)								
合 計								

(注) 1 「A・A'」：市町村の支出額。額は、市町村が行う事業のための実支出額（保護者に支給する額の総額）を記入すること。
2 「B・B'」：国庫補助対象額。額は、毎年個別に通知する児童又は生徒1人当たりの額度額の範囲内で、1人1人へ支給した額の合計額を記入すること。（市町村が国庫補助事業を越えて独自に補助している部分は含まないこと。）

第10号様式の1のエ(3)

第10号様式の1のエ(3)

平成 年度特別支援教育就学奨励費補助金実績報告書集計表

都道府県名

(1) 経費の内訳等

区分	小 学 校			中 学 校			合 計	
	支給 人員 【人】	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人員 【人】	市町村の支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人員 【人】	(B)+(B) 補助事業に要する経費 【円】
学 校 給 食 費								
交 通 費 (通 学 費)								
職 場 実 習 交 通 費								
交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費								
部 学 旅 行 費								
校 外 活 動 等 参 加 費								
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費								
新 入 学 生 実 施 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費								
体 育 実 技 用 具 費								
紙 大 教 材 費 (加 算 分)								
合 計								

(注) 1 「A・A'」：市町村の支出額。額は、市町村が行う事業のための実支出額（保護者に支給する額の総額）を記入すること。
 2 「B・B'」：国庫補助対象額。額は、毎年度別に通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で、1人1人へ支給した額の合計額を記入すること。
 3 市町村が国庫補助事業を越えて独自に補助している部分は含まないこと。

国庫補助額 (B)の額の1/2の額 (E)【千円】	
交付決定通知に基づく 国庫補助金交付決定額 (F)【千円】	
国庫補助金確定額 (G)【千円】	

第10号様式の2から第12号様式 略

第10号様式の1のエ(3)

第10号様式の1のエ(3)

平成 年度特別支援教育就学奨励費補助金実績報告書集計表

都道府県名

(1) 経費の内訳等

区分	小 学 校			中 学 校			合 計	
	支給 人員 【人】	市町村の実支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人員 【人】	市町村の実支出額 (A) 【円】	国庫補助対象額 (B) 【円】	支給 人員 【人】	(B)+(B) 補助事業に要する経費 【円】
学 校 給 食 費	完全給食	特別支援学級分						
		通常の学級分 (各22条の3)						
	補食給食	特別支援学級分						
		通常の学級分 (各22条の3)						
ミルグ給食	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
交 通 費 (通 学 費)	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
職 場 実 習 交 通 費	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
交 流 及 び 共 同 学 習 交 通 費	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
部 学 旅 行 費	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
校 外 活 動 等 参 加 費	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
新 入 学 生 実 施 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
体 育 実 技 用 具 費	武 道	特別支援学級分						
		通常の学級分 (各22条の3)						
	剣 道	特別支援学級分						
		通常の学級分 (各22条の3)						
ス キー 等	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
紙 大 教 材 費 (加 算 分)	特別支援学級分							
	通常の学級分 (各22条の3)							
特 別 支 援 学 級 分 計								
通 常 の 学 級 分 (各 2 2 条 の 3) 計								
合 計								

(注) 1 「A・A'」：市町村の支出額。額は、市町村が行う事業のための実支出額（保護者に支給する額の総額）を記入すること。
 2 「B・B'」：国庫補助対象額。額は、毎年度別に通知する児童又は生徒1人当たりの限度額の範囲内で保護者に支給した額を記入すること。
 3 市町村が国庫補助事業を越えて独自に補助している部分は含まないこと。
 4 国庫補助額、交付決定通知に基づく国庫補助金交付決定額、国庫補助金確定額は、児童又は生徒1人当たりの限度額により、障害に応じた特別の措置を受けている者の「通常に係る特別に要する交通費」については、特別支援学級の額に計上すること。

国庫補助額 (B)の額の1/2の額 (E)【千円】	
交付決定通知に基づく 国庫補助金交付決定額 (F)【千円】	
国庫補助金確定額 (G)【千円】	

支 援 人 員 数	小 学 校	中 学 校	合 計
特別支援学級分			
通常の学級分 (各22条の3)			

第10号様式の2から第12号様式 略